

「熊本県営八代運動公園」における指定管理候補者の選定結果について

熊本県教育委員会では、「熊本県都市公園条例」第16条の規定に基づき、「熊本県営八代運動公園」の指定管理者の公募を行った結果、1団体から提案書類の申請があり、熊本県教育委員会指定管理候補者選考委員会での審査を経て、指定管理候補者を選定しましたので、その選定結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に、指定を行うこととなります。

1 施設の名称

熊本県営八代運動公園（八代市新港町4丁目1番）

2 指定管理候補者

名 称：熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ

代表者：一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 寺野 慎吾

住 所：熊本市東区平山町2776番地

3 指定期間

令和8年（2026年）4月1日～令和13年（2031年）3月31日（予定）

4 選定理由

数値計画を確実に実行している実績から、提案された新しい計画も確実に実行できると予想され、施設のさらなる有効活用・新たな価値の創造の実現が期待できる。

また、財務諸表や団体の事業報告書から、安定的な運営が可能となる財務基盤を有しており、職員教育や研修制度の充実による継続的な人材育成への意識が高い点を評価した。

5 指定管理候補者の事業計画の概要

施設の設置目的を踏まえ、利用者増・収入増を図るため、多様な世代・属性に応じた自主事業の充実、利用者ニーズに応える様々な取り組み、夜間・早朝利用の拡大、新規イベントの創出など複合的な取り組みにより、継続的な利用機会の創出とリピーターの獲得を目指す。ミニトレッキングコースやミニドッグラン新設などで施設資源を最大限生かした新たな価値と魅力を創出する。

施設・設備の維持管理については、新たにICT・ロボット機器活用による省力化などにより、より安全で持続可能な管理を実現する。

6 熊本県教育委員会指定管理候補者選考委員会の審査結果

（1）開催日：令和7年（2025年）10月16日

- (2) 委 員 : (委員長) 立木 宏樹 (熊本学園大学教授)
 高木 三朗 (公益財団法人熊本県スポーツ協会常務理事)
 入江 美由紀 (公益社団法人熊本県建築士会)
 吉永 賢一郎 (日本公認会計士協会南九州会公認会計士)
 緒方 美和 (熊本県社会保険労務士会)

(3) 指定管理候補者に関する意見

熊本県営八代運動公園の指定管理候補者として「熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ」が適当。

【選考委員会における採点集計結果】

施設名：熊本県営八代運動公園

審査基準		審査項目	配点	A社 【熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ】
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。		- 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 - 住民の施設の平等な利用の確保	適・否	適
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。	- 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 - サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 - 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	175点 (35点×5名)	152点
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。	- 施設の管理運営に係る経費の内容 - 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	100点 (20点×5名)	98点
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。	- 安定的な運営が可能となる人的能力 - 安定的な運営が可能となる経理的基盤 - 類似施設の運営実績	175点 (35点×5名)	156点
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	- 利用者の苦情や要望に対する取組内容 - 施設、設備の保全及び補修、修繕に対する実施内容	50点 (10点×5名)	44点
合 計 点			500点 (100点×5名)	450点